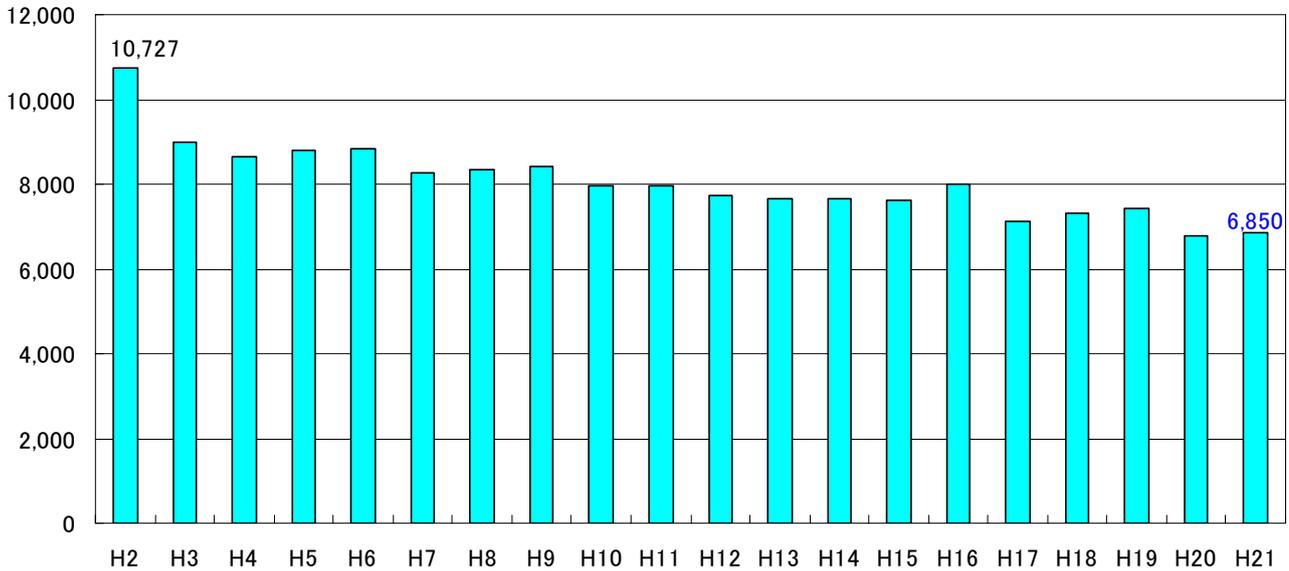


參考資料

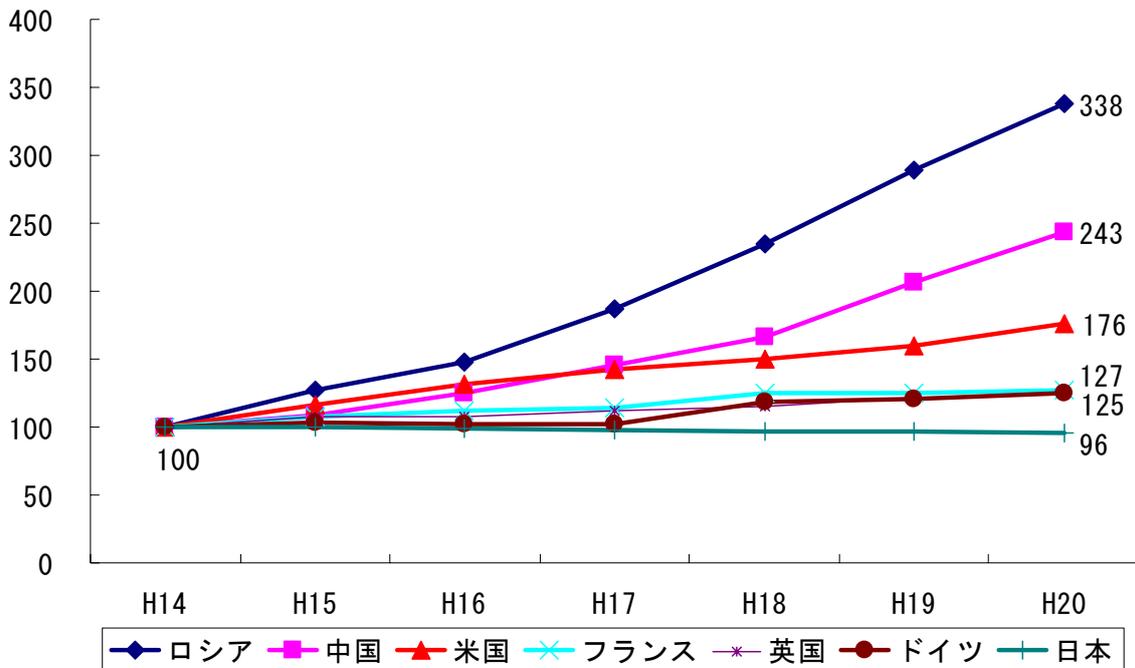
【主要装備品新規契約額の推移】

(単位: 億円)



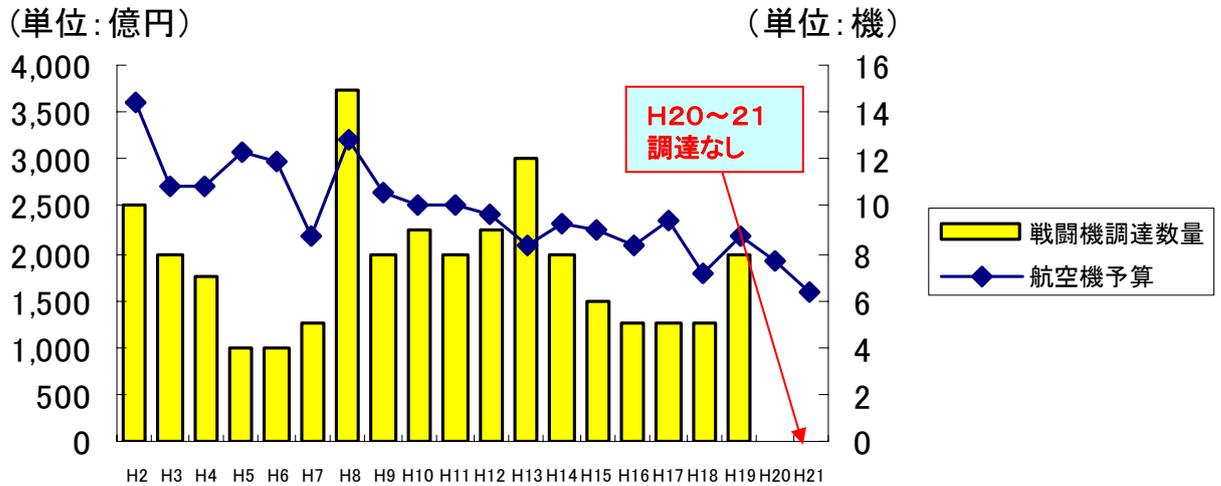
1. 主要装備品とは、直接戦闘に使用する火器・戦車・戦闘機・護衛艦などの装備品
2. 主要装備品とその他経費の合計である平成21年度の防衛関係費は4兆7,028億円(対前年度比0.8%減)
【防衛省資料等に基づき作成】

【各国 国防予算の伸び率】



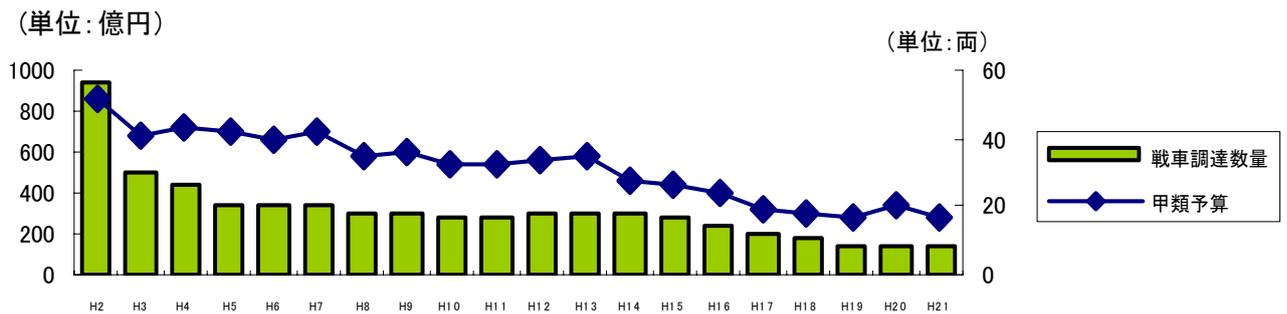
出典: 防衛白書を基に試算
(平成14年度の各国国防予算を100とした指数)

【戦闘機調達数量の推移】



【防衛省資料等に基づき作成】

【戦車調達数量の推移】



(甲類: 戦車、装甲車、迫撃砲、小銃・拳銃等)

【防衛省資料等に基づき作成】

【装備品メーカーの撤退】

	関連メーカー数	撤退メーカー	撤退が懸念されるメーカー
戦闘機	約1,200社	14社	9社
戦車	約1,300社	27社	3社

(関連メーカー数は防衛省資料に基づく。撤退等メーカー数は主要企業による調査に基づくもので、撤退の時期は平成15年以降。)

【武器輸出三原則等】

○ 武器輸出三原則（佐藤内閣総理大臣、1967年4月21日、衆議院決算委員会）

次の場合は、武器輸出は認められない。

- (1) 共産圏諸国向けの場合
- (2) 国連決議により武器等の輸出が禁止されている国向けの場合
- (3) 国際紛争当事国又はそのおそれのある国向けの場合

○ 武器輸出に関する政府統一見解（三木内閣総理大臣、1976年2月27日、衆議院予算委員会）

- (1) 三原則対象地域については、「武器」の輸出を認めない。
- (2) 三原則対象地域以外の地域については、憲法及び外国為替及び外国貿易管理法の精神にのっとり、「武器」の輸出を慎むものとする。
- (3) 武器製造関連設備の輸出については、「武器」に準じて取り扱うものとする。

【武器輸出三原則等の緩和】

○ 対米武器技術供与の例外化（後藤田内閣官房長官談話、1983年1月14日）

米国の要請に応じ、相互交流の一環として米国に武器技術（その供与を実効あらしめるため必要な物品であって武器に該当するものを含む。）を供与する途を開くこととし、その供与に当たっては、武器輸出三原則によらないこととする。

○ 弾道ミサイル防衛システムの例外化等（細田内閣官房長官談話、2004年12月10日）

武器の輸出管理については、武器輸出三原則等によって立つ平和国家としての基本理念にかんがみ、今後とも引き続き慎重に対処するとの方針を堅持します。

ただし、弾道ミサイル防衛システムに関する案件については、日米安全保障体制の効果的な運用に寄与し、我が国の安全保障に資するとの観点から、共同で開発・生産を行うこととなった場合には、厳格な管理を行う前提で武器輸出三原則等によらないこととします。

なお、米国との共同開発・生産案件やテロ・海賊対策支援等に資する案件についても新「防衛大綱」の策定の過程で種々問題提起がありました。これらの案件については、今後、国際紛争等の助長を回避するという平和国家としての基本理念に照らし、個別の案件毎に検討の上、結論を得ることとしております。